

地下水質測定結果の概要

水質汚濁防止法第16条に基づく地下水質の常時監視については、地下水質の概況を把握するための「概況調査」とこれまでに汚染が確認された地域の地下水汚染を継続的に監視するための「継続監視調査」を実施しており、このうち、「概況調査」の結果についてとりまとめた。

「概況調査」には、同一地点において、長期的に地下水の水質の経年変化を把握するための「定点観測」と、毎年調査地点を変えて調査し、広域的に地下水質を把握するための「移動観測」を行っている。

1 概況調査（定点観測）の調査結果

定点観測は、平成10年度から実施しており、令和元年の観測地点は表1及び図1のとおりで県が13地点、政令市5地点の計18地点で定点観測を実施している。

平成10年度から令和元年度の間に、環境基準の超過が確認された項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、及びふっ素である。

砒素は「香取市佐原イ」の1地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は「鎌ヶ谷市中央2丁目」、「八街市沖」、「山武市埴谷」及び「松戸市常盤平7丁目」の4地点で、ふっ素は「栄町須賀」の1地点で環境基準の超過が確認されている。

これらの地点の濃度の経年変化を図2－1～図2－3に示す。

(図 1)

概況調査(定点観測)実施地点



表 1 定点観測地点一覧

①館山市山本
千葉県農業総合研究センター暖地園芸研究所
②木更津市江川 地盤沈下観測井
③野田市今上 上下谷自治会館
④旭市口 千葉県立旭農業高等学校
⑤八千代市村上 八千代市立郷土博物館
⑥八街市沖 老人憩いの家
⑦富里市十倉 富里工業団地
⑧香取市佐原イ 千葉県立佐原高等学校
⑨山武市埴谷
千葉県農林総合研究センター森林研究所
⑩多古町大門 多古町立久賀小学校
⑪長生村金田 旧長生高等技術専門校
⑫鎌ケ谷市中央2丁目 鎌ケ谷市立鎌ケ谷小学校
⑬栄町須賀 利根川下流事務所安食出張所
⑭千葉市稲毛区長沼町 鬼怒川ゴム工業株式会社
⑮船橋市夏見台 船橋市体育施設管理事務所
⑯松戸市常盤平7丁目 松戸市子和清水1号緑地
⑰松戸市横須賀 株式会社山崎産業
⑱柏市船戸 柏市山高野浄化センター

①～⑬ 県調査実施定点

⑭～⑱ 政令市調査実施定点

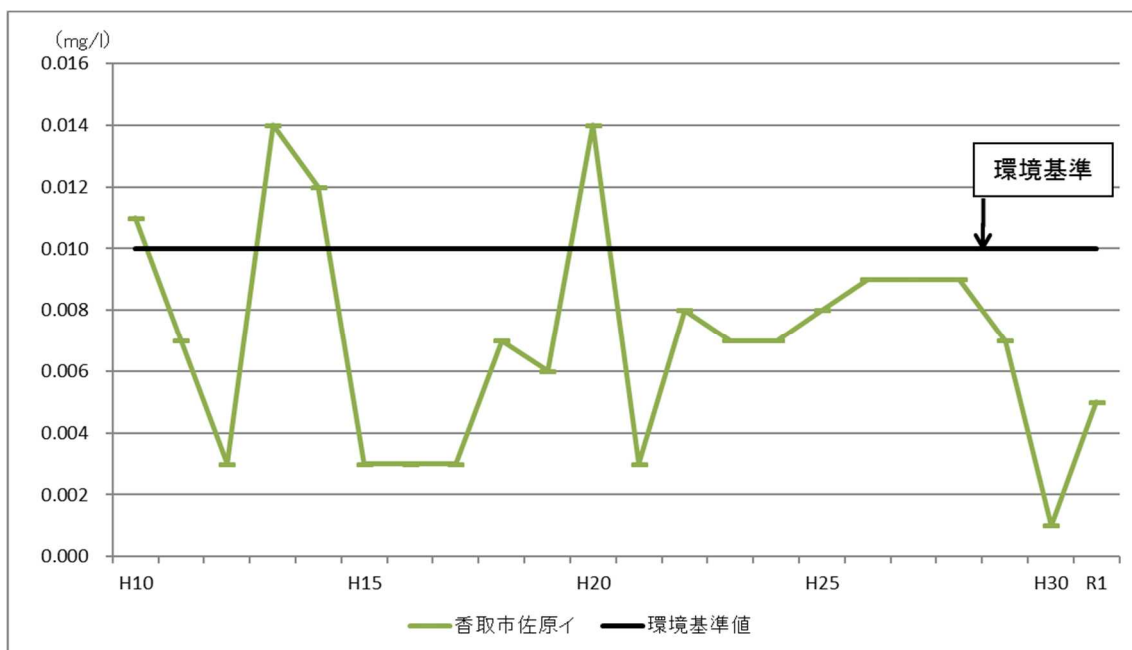


図 2 - 1 概況調査（定点観測）実施地点の砒素濃度経年変化
(過去に環境基準超過のあった地点の抜粋)

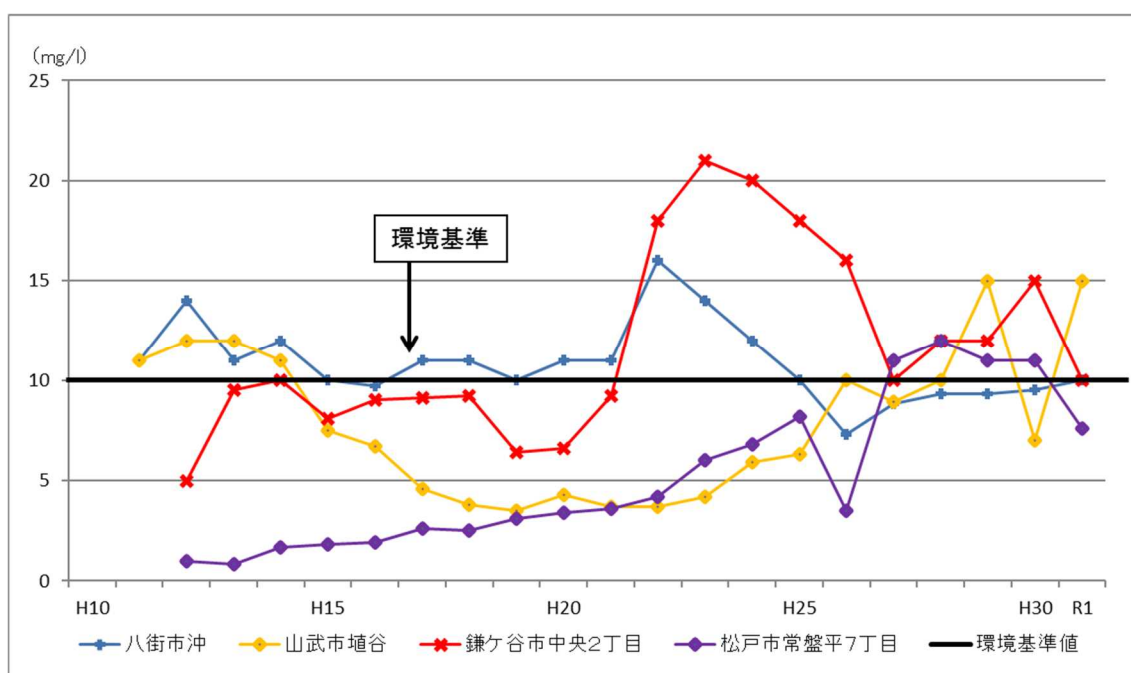


図 2 - 2 概況調査（定点観測）実施地点の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度経年変化
(過去に環境基準超過のあった地点の抜粋)

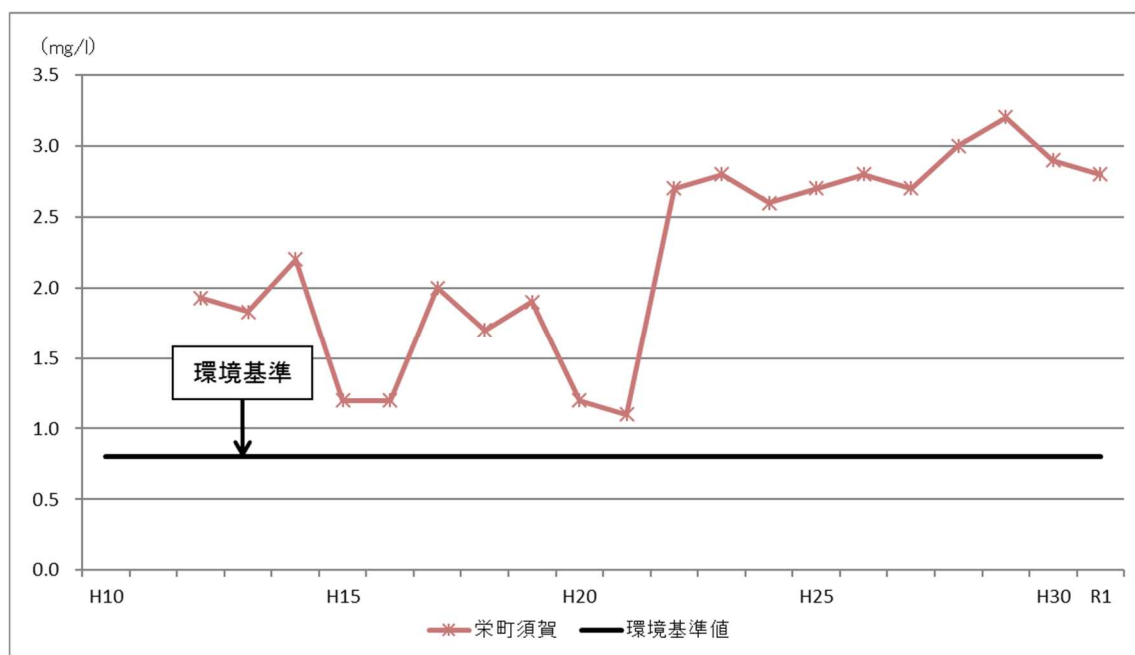


図 2 - 3 概況調査（定点観測）実施地点のふっ素濃度経年変化
（過去に環境基準超過のあった地点の抜粋）

2 概況調査（移動観測）の調査結果

移動観測は、平成30年度から令和9年度までの10年間で対象とする全てのメッシュをローリングすることとしており、令和元年度において、県及び政令市で167本の井戸の水質調査を実施した。

調査実施メッシュは図3のとおり、環境基準を超過した地点は表2及び図4のとおりであった。

表2 概況調査（移動観測）調査結果

		H30	R元	合計	最大値 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
移動観測実施数		167	167	334	－	－
環境基準超過	鉛	0	1	1	0.016	0.01
	砒素	9	4	13	0.25	0.01
	四塩化炭素	0	1	1	0.027	0.002
	トリクロロエチレン	1	0	1	0.013	0.01
	テトラクロロエチレン	1	0	1	0.013	0.01
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	25	20	45	41	10
環境基準以内		131	141	272	－	－

令和元年度の調査結果では、測定井戸167本のうち、26本で環境基準を超過し、その内訳は1本で鉛、4本で砒素、1本で四塩化炭素、20本で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

砒素の環境基準超過地点は九十九里平野に多く、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の環境基準超過地点は千葉県の北部に多く見られる。

図3 概況調査(移動観測)実施区画(平成30年度～令和元年度)

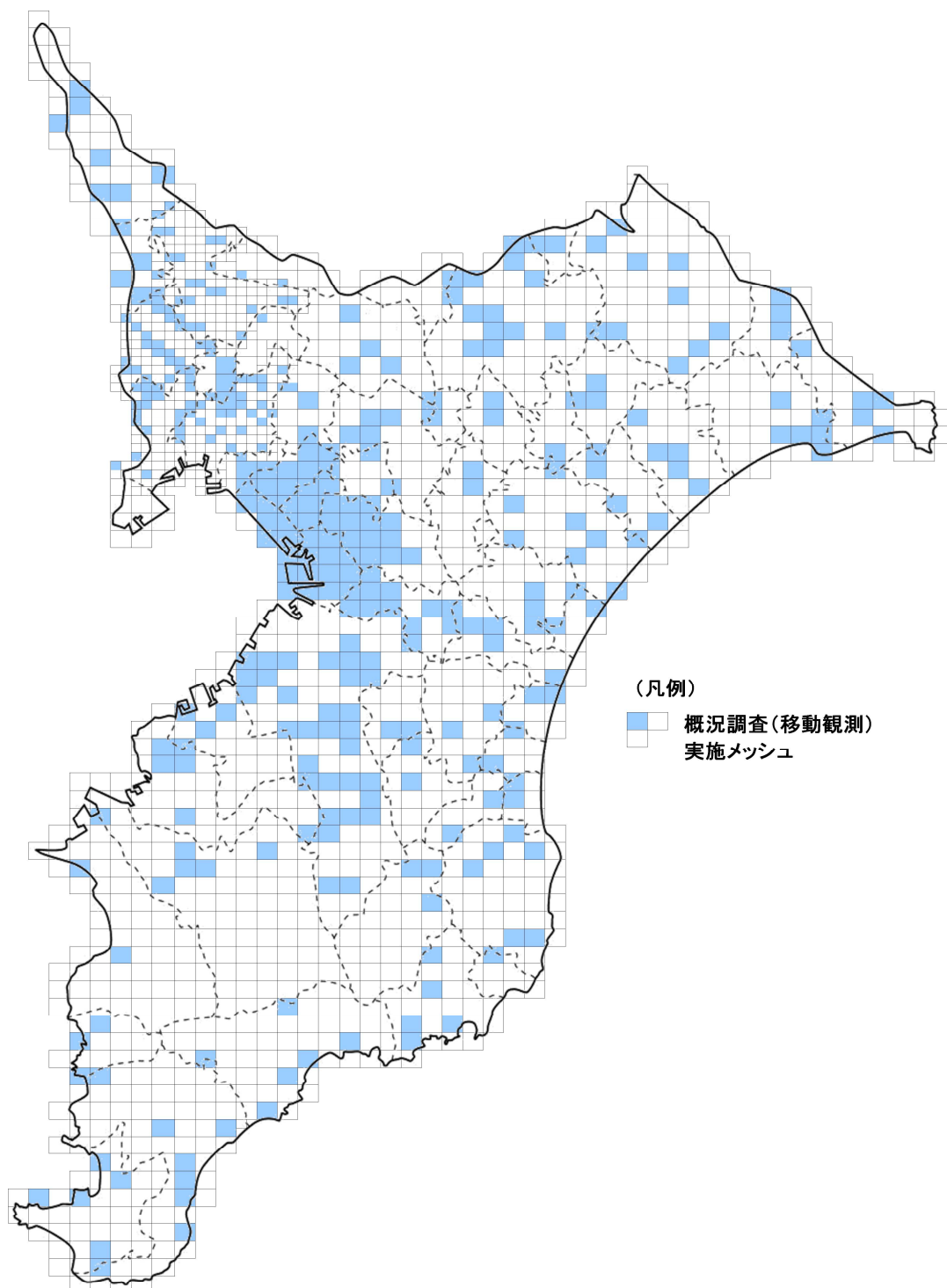


図4 概況調査(移動観測)結果
環境基準超過区画 (平成30年度～令和元年度)

